

令和 4 年 6 月 2 日現在

機関番号：34315

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23149

研究課題名(和文) 日本中世の訴訟手続における適正さの観念と本所の機能

研究課題名(英文) Appropriate Route to the Court and the Functions of Social Belonging: A Study into the Legal Proceedings in Medieval Japan

研究代表者

黒瀬 にな (KUROSE, Nina)

立命館大学・衣笠総合研究機構・特別研究員

研究者番号：70844843

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本中世前期の訴訟手続を対象に、出訴の局面において人的紐帯(縁故や帰属関係)がいかに活用されたか、および人的紐帯を活用した出訴方法が法廷での論戦においてはいかなる論難を受け、あるいはいかに擁護されたか検討した。その成果として、11-12世紀の裁判原則としてかつて提唱された「本所法廷主義」概念につき、「本所化志向」という動的観点から再把握することの有効性を指摘した。また、13-14世紀の訴訟事例から、陳情と極めて近い性格をもつ中世訴訟像を具体的に描出するとともに、出訴経路となりうる多様な社会関係を当事者が確保し活用する際の行動様式と、出訴先選択に関する規範認識との不一致を指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年の諸研究は、旧来の研究が復元してきた静態的制度像を相対化し、訴訟制度の流動性を重視するが、本研究では、出訴者が自らの行為を正当化する主張根拠を確保せんとする試みの中に、「本所」(上司・領主、帰属先)の法廷の価値を位置つけた。制度史的文脈で扱われてきた要素を訴訟の動態の中に再定位することにより、近年の実態論的研究が従来の制度史研究と切り結びうるポイントを見出したといえる。

研究成果の概要(英文)：This study has researched the litigation process in medieval Japan (mainly the 11-14th centuries). Analysis of the utilization of human ties (social belonging and relationships) in accessing the court and of the discussions in court on the ways of filing an action has revealed the followings:
The first is the effectiveness of re-understanding the "HONJO-HOUTEI SHUGI (superiors'/proprietors' court principle)." Existing literature proposed this concept as a judicial principle in the 11th and 12th centuries. However, I suggest shifting the viewpoint and seeing it dynamically.
Second, I have observed a concrete image of lawsuits from a case in the 13-14th centuries, which seems very close to political petitions. Also, there was an inconsistency between the behavioral pattern when the parties secure or utilize various social relations that can be the routes to the court and the normative recognition regarding where to file a complaint.

研究分野：日本中世法制史

キーワード：日本中世法 訴訟手続 院政 鎌倉時代 本所 帰属と保護 正当化 ネットワーク

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本中世前期の訴訟制度史研究は、従来、法律学における訴訟手続法の枠組みを前提に、当事者と裁判所との機能分担を問うという問題構成が通例であった。そうした伝統的手法に対しては、限界が指摘されて久しいが、未だそれに代わる方法論は確立されていない。

石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』(初版は弘文堂より1938年刊)ならびに佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(初版は畝傍書房より1943年刊)をはじめとする古典的研究は現在も権威を有するが、1970年代頃から近代的意味での法や裁判の不存在に注意が促されることによって相対化が進み、近年では、裁判所自身の当事者性および非第三者性に注目し、『縁』(佐藤雄基「中世の法と裁判」、『岩波講座日本歴史7 中世2』岩波書店、2014年)の表記法で、「人のつながり・コネクション」をいう)の観点から切り込む研究が登場している。

こうした視点に学び、研究代表者(黒瀬)は、本研究以前に鎌倉時代末期の訴訟事例研究を実施した。その中では、訴訟に關する各行為者の振る舞いと手続との連関という視点からみるならば、本所裁判・公家裁判・武家裁判いずれに関しても、制度それ自体を交渉の回路として把握し直すべきこと、人的關係が前提にあってこそ職務権限が有効に発動されうるという当該期の条件下、訴訟においては各人の有する《縁》に応じた出訴経路の開拓と併せて、出訴方法を正当化する口実の調達が必要であったことを明らかにした(黒瀬にな「本所裁判における訴訟手続の進行：十四世紀初頭の事例から」、『法學』81(3)、2017年)等)。

(2) ただし、こうした手法も問題を孕んでいる。《縁》の語は意味が広く厳密性に欠ける面があるため、人的紐帯の多様性および歴史性をよりよく捕捉しうる分析手段として活用するには、さらなる練磨が必要である。

すなわち、日本中世においては、訴訟を受け付ける権力が諸種分立し、出訴にあたっては当事者・關係者が然るべき申請ルートを有することが必須の前提となっていた。代表的な申請経路は「本所」(帰属先たる荘園領主等)であり、紛争時に本所の保護を受けることは正当なものとして主張された。だが、一般論として、保護を受ける根拠を保護者の管領範囲内にあること即ち帰属に求める発想は、必ずしも普遍的なものではない。人々の間の社会的紐帯は多様な形態を取りうる上、それらの認識のされ方も多様でありうるからである。日本中世社会において、本所との關係は様々な保護 被保護關係の一つに過ぎず、それが訴訟の中でいかに意味づけられ機能するかという点には追究の余地が見出される。

2. 研究の目的

本研究は、日本中世社会の構成要素たる各種の人的紐帯の中に、本所との帰属關係の特殊性を位置づけることを通して、領主支配權の及ぶところ領主裁判が行われる といった把握の仕方を越え、従来「裁判管轄」として捉えられてきた問題を、当時の人々の秩序認識に即して問い直すとするものである。

より具体的には、「どのような手続を履んで訴えることが正当か」という点に関する觀念のあり方について、訴訟の場面において人的紐帯に付与される意義に着目して検討し、荘園制をはじめとする社会制度および訴訟当事者の利用しうる申請経路との關係において考察する。

3. 研究の方法

(1) 分析の道具となる概念を整理する。中心となるのは「本所法廷主義」と「属縁主義」であり、概念初出時の論文原テキストに立ち戻って再検討し、後続研究における継承のあり方を精査する。この問題は、正当な出訴経路とそうでない出訴経路との分かれ目に関わる重要な論点である。両概念をめぐる近時の研究の問題点を明らかにするのみならず、訴訟において人的關係が重要な役割を果たすという現実を中世の人々がどのように説明しようとしたのか、その中で「本所であるか否か」はどの程度意味を持ったのか、また他にも何らかの指標があったのか、といった点に関わる示唆を引き出す。

(2) 人的紐帯の多様性・系譜・活用のあり方に注目しつつ、訴訟事例の分析と先行文献の検討を並行して行う。先行文献に関しては、中世訴訟研究の専論に加え、鎌倉幕府御家人制論における現在の研究到達点の確認と、封建制をめぐる研究蓄積の批判的検討を中心とする。

4. 研究成果

(1) 黒瀬にな「優先的判斷事項の争奪と出訴方法：鎌倉末期公家訴訟にみる『沙汰之肝要』設定の実態」(額定其勞・佐々木健・高田久実・丸本由美子編『法制史学会70周年記念若手論文集身分と經濟』慈学社出版、pp.159-204、2019年12月)では、いわゆる「切り札」論を軸として

事案（撰津国輪田莊西方領家職相論）を検討した。

鎌倉時代後期以降の訴訟では、結論を直に導出する論点 という発想が現れ、法的観点による争点の絞り込みが行われるようになったとされる。この論点・争点は学説上「切り札」と呼ばれ、これまで武家訴訟を中心に例証されてきたが、本論文では公家訴訟およびこれと連動する六波羅での訴訟に焦点を合わせた。そこで看取されたのは、訴訟当事者は各機構の関係者と人的関係を結んで出訴経路を開拓し、自らの望む処分や口利きを得る一方、そのような法廷外部からの力の引込みは、それを阻止せんとする相手方の動きをも誘起し、こうした政治的駆け引きが法的には「切り札」の設定をめぐる争いとして現出する、というあり方である。この背景には、当事者の身分と関わって、同一事案でも係属法廷が変われば争点の所在が変わるという事情が存在した。このような分析から、訴訟内容に関する優先的判断事項＝「沙汰之肝要」＝「切り札」を確定させること自体が、法廷係属をめぐる種々の工作と連動していたこと、また当事者においては、出訴先選択にあたり政治的工作を積極的に行う行動様式と、そうした行動を論難する規範認識とが両立していたことを指摘した。

(2) 黒瀬にな「日本中世訴訟研究における『属縁主義』：学説史と展望」（『歴史』134、pp.29-56、2020年4月）では、研究概念である「属縁主義」と「本所法廷主義」との関係を取り上げ、学説史的検討をおこなった。

棚橋光男（「祭文と問注日記」『金沢大学文学部論集・史学科篇』2、1982年、1983年単著再録）が提唱した「属縁主義」概念は、日本中世の訴訟における所縁（人のつながり、身分や縁故）の意義を表すものとして今日の研究でも用いられる。しかしその意味内容はほとんど吟味されず、かえって議論の錯綜を招いていた。本論文はまず、棚橋自身の議論の変遷を精査し、「属縁主義」の中核が審判者側の身分主義および縁故主義にあることを突きとめ、訴訟当事者の属する集団や有する縁故関係の差異によって、訴訟手続の進み方や裁決の内容が左右される という院政期裁判のあり方を指すものとして概念を明瞭化した。

次いで、後続の諸研究における受容を検証した。なかでも重要なのは井原今朝男（「本所裁判権の一考察」『日本中世の国政と家政』校倉書房、1995年、初出1993年）が「属縁主義」の批判的継承として「本所法廷主義」（帰属先への出訴を正当な権利として認める原則）を提唱したことである。法廷選択の正当性という観点から分析すると、両概念は重複する部分を有すると同時に、説明対象に関する問題意識の点で大きな相違が存在することが判明した。その上で、当事者にとって「本所」（領主や上司）の法廷は正当性・正則性が認められる点で特に重要な出訴先だったとする井原の視点を取り入れつつ、棚橋が指摘した、当事者による所縁構築運動（寄進・寄沙汰・寄人化等）の意義を、法廷選択の正当性・正則性の観点から再検討する必要性を指摘した。

(3) また、鎌倉時代の御家人制に関する研究状況を整理しつつ、関連する訴訟関係法令および訴訟事例の再検討を進めた。公家や寺社に関わる人間関係から、武家の人的編成へと視野を拡張する狙いにもとづく。この点は、暫定的な成果として、公武関係を考慮した御家人制論・身分論に関わる検討内容を、黒瀬にな「書評 桃崎有一郎著『創立期鎌倉幕府のアイデンティティ模索と礼制・法制』（『日本史研究』695）」（『法制史研究』71〔年報2021〕、pp.278-280、2022年3月）にまとめたが、主として、本研究課題終了ののちに追究を深めるべき問題を複数見出す結果となった。

総じて、本研究では、訴訟が限りなく陳情に近接し、訴訟当事者の行為が、出訴を助けてくれる推挙者の政治資源に期待してなされるという中世訴訟像を確認した。それにとどまらず、出訴先選択や出訴手続が決して 何でもあり なわけではなく、当時の人々にとって 手続として正しい こと、当該行為が 逸脱 でなく 正則 であることには固有の価値が存したという点を指摘した。その上で、訴訟に関与する者たちが正則性ないし正当性の主張根拠を（しばしば苦心して工作しつつ）確保せんとする様子を「口実の調達」と捉え、そうした口実（正当化根拠）の主要な一つとして、「本所」への帰属関係を位置づけた。このことは、裁判原則の一つとして論じられてきた「本所法廷主義」概念を、「本所化志向」という動的観点から捉え返すことによつて、従来の制度史研究と近年の実態論的研究との切り結びに道をひらくものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 黒瀬 にな	4. 巻 71
2. 論文標題 書評 桃崎有一郎著「創立期鎌倉幕府のアイデンティティ模索と礼制・法制」(『日本史研究』695)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 278-280
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒瀬にな	4. 巻 134
2. 論文標題 日本中世訴訟研究における「属縁主義」：学説史と展望	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 歴史 = Tohoku historical journal	6. 最初と最後の頁 29-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒須友里江=黒瀬にな=代田清嗣=辻村亮彦	4. 巻 92(13)
2. 論文標題 法制史(日本) / 特集・学界回顧2020	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 228-233
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮川麻紀=黒瀬にな=代田清嗣=辻村亮彦	4. 巻 91(13)
2. 論文標題 法制史(日本) / 特集・学界回顧2019	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 229-234
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 KUROSE Nina
2. 発表標題 History of Law in Medieval Japan: Two Approaches in Japanese-Language Academic Community
3. 学会等名 The Third Tohoku Conference on Global Japanese Studies (国際学会)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 額定其芳・佐々木健・高田久実・丸本由美子編（黒瀬分担執筆）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 慈学社出版;大学図書（発売）	5. 総ページ数 556
3. 書名 身分と経済：法制史学会70周年記念若手論文集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------